する。）とする。

算式

$$A \times \underline{38.506} + (B \times \underline{3,563.2} + C \times \underline{459.8}) \times \alpha$$

［略］

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times 4,816}{A \times 1.74}$$

［略］

［2・3　略］

4　「消防費」の密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅲの密度に一を加えた率とする。

5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一二一を控除した数に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一一五を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五一を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

［8　略］

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・二八七を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八二を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六〇を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇八を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度

する。）とする。

算式

$$A \times \underline{37.853} + (B \times \underline{3,502.8} + C \times \underline{452.0}) \times \alpha$$

［同左］

2　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B \times 4,816}{A \times 1.77}$$

［同左］

［2・3　同上］

4　「消防費」の密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度に一を加えた率とする。

5　都道府県の「その他の土木費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗じる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一六一を控除した数に一を加えた率とする。

6　市町村の「その他の土木費」に係る密度補正係数は、当該測定単位に係る密度から〇・一四八を控除した数に一を加えた率とする。

7　市町村の「小学校費」の密度補正係数は、当該測定単位に係る密度補正Ⅰの密度及び当該測定単位に係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇五〇を控除して得た率とを合算した率に一を加えた率とする。

［8　同上］

9　都道府県の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度から〇・二六四を控除した数、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一一一を控除した数及び当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇八四を控除した数を合算した率に一を加えた率とする。

10　市町村の「その他の教育費」に係る密度補正Ⅰ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六五を控除した数及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇〇七を控除した数を合算した率に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正Ⅲの密度